

休日窓口サービス

日曜日も開庁しています

市では、仕事や家庭の都合などで平日に窓口に来られない人のために、毎週日曜日に一部窓口を開けています。

続きできないものや証明書の交付ができないものがありますので、事前に各担当課へ問い合わせてください。

手続きには、マイナンバーカード、顔写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、健康保険証などの本人確認ができる物が必要な場合があります。

また、業務の内容によっては手

日曜開庁などの休止日

機器点検のため次のサービスを休止します。
証明書のコンビニ交付サービス=11月7日(土)・8日(日)
日曜開庁=11月8日(日)
 ※くわしくは、コンビニ交付サービスについては市民課(☎20-1525)、日曜開庁については行政管理課(☎20-1501)へ。

庁舎管理の都合などで休止になる場合は、広報なりたや市ホームページ(<https://www.city.narita.a.chiba.jp>)などでお知らせします(左上を参照)。

実施日 毎週日曜日(12月29日、1月3日は除く)
実施時間 午前8時30分〜午後5時15分

実施場所 市民課・保険年金課(市役所1階)、市民税課・納税課・子育て支援課(市役所2階)

問い合わせ先

- 市民課(☎20・1525)
- 保険年金課(☎20・1526)
- 市民税課(☎20・1513)
- 納税課(☎20・1519)
- 資産税課(☎20・1514、月(金曜日))

○子育て支援課(☎20・1538)
 ※くわしくは各問い合わせ先へ。

住宅無料耐震相談

建築士が対応します

市では月1回、建物の耐震性や改修についての相談を無料で受け付けています。日程などは「困りごと・悩みごと相談室」(9ページ)で確認してください。

対象 一戸建て住宅または併用住宅(居住部分が総床面積の2分の1以上のもの)・マンションのいずれかを市内に所有し、自らが居住している人

定員 (1日当たり) 6組(先着順)
持ち物 図面(持っていない人は簡単な間取り図)

※申し込みは開催日の2日前までに**建築住宅課**(☎20・1564)へ。

成田空港の更なる機能強化

隣接区域の騒音対策事業を拡大

騒防法第一種区域の外側に設定

されている隣接区域が拡大されました。

また、ガラス交換や空気調和機器設置などの防音工事の補助要件が変更され、隣接区域内に令和2年4月1日時点で所在する住宅が対象となりました。

対象家屋の所有者で工事を希望する人は、印鑑と本人確認ができる物を持って空港対策課(市役所3階)で手続きしてください。

ただし、今回拡大された区域のうち、横風用滑走路に係る第一種区域で、令和3年4月1日に第一種区域の指定が解除されるまで空港会社による防音工事の対象となる区域(南三里塚・川上の一部)については、指定の解除後に隣接区域の補助対象になります。

※くわしくは**空港対策課**(☎20・1521)へ。

狭あい道路拡幅整備事業

安全なまちづくりのために

道幅が4メートル未満の「狭あい道路」に面した敷地で建築行為を行う場合は、道路の中心から2

メートルの範囲まで敷地を後退させなければなりません。

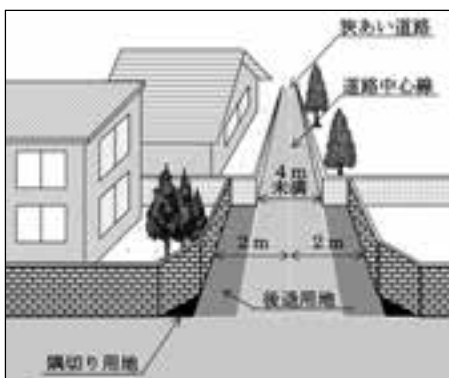
道路から後退した用地を寄付してもらった場合、測量、分筆、道路整備などを市が行います。

対象 市が所有する幅員4メートル未満の道路に面した敷地の所有者(条件がありますので、直接または電話で**建築住宅課**(市役所5階 ☎20・1564)へ相談してください)

市が行う業務 測量、分筆、登記、隅切り用地の買い取り、後退した用地の道路整備

申し込み方法 建築住宅課にある申込用紙に必要書類を添付し同課へ

※くわしくは同課へ。



子育て世帯への支援策

申請は12月1日まで

市と国では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯へ支援を行っています。申請が必要な対象者のうち、まだ手続きしていない人は12月1日(火)(当日消印有効)までに申請してください。給付額はそれぞれ子ども1人当たり1万円です。

なりた子育て応援給付金

対象Ⅱ令和2年4月30日時点で市に住民記録があり、次のいずれかに当てはまる人

①令和2年5月分の児童手当または特別給付の支給対象者(公務員を除く)

②令和2年5月分の児童手当または特別給付の支給対象となる公務員

③令和2年5月分の児童手当または特別給付の支給対象となる子どもと同一世帯の養育者(支給対象者の住民記録が市外にある場合)

④平成14年4月2日～17年4月1日生まれの子どもと同一世帯の養育者(子どもが養育者の扶養から外れている場合や婚姻している場合を除く)

申請方法

①～⑤月下旬に支給済み
②③④～⑤月下旬に送付した申請書と必要書類を郵送で子育て支援課(〒2806・8585 花崎町760)へ

子育て世帯への臨時特別給付金

対象Ⅱ令和2年3月31日時点で市に住民記録があり、次のいずれかに当てはまる児童手当の支給対象者(特別給付の支給対象者を除く)

○令和2年4月分の児童手当を受給している

○令和2年3月まで中学生で、同年3月分の児童手当を受給している

申請方法Ⅱ対象者のうち公務員のみ申請が必要。勤務先から配布される申請書に児童手当受給の証明を受け、郵送で子育て支援課へ。公務員以外には6月に支給済み

※くわしくは同課(☎20・1538)へ。

千葉県最低賃金

改正されました

県内全ての事業所で働く労働者(パート、アルバイトを含む)に適用される千葉県最低賃金が時間額925円に改正されました。



市長日誌

9月16日(水)～30日(水)

17日	クボタスピアーズ(ラグビーチーム)との連携協定書調印式
18日	新介護予防教室「人生カッコよくプロジェクト」
19日	NARITAスポーツツーリズムフェス!
20日	ご当地キャラ成田詣
22日	秋の全国交通安全運動キャンペーン開始式
23日	台風12号に係る庁内対策会議
24日	9月定例市議会閉会
25日	成田ライオンズクラブ「うなりくん」プリント入りマスク贈呈式



イベントを盛り上げる(20日)

この最低賃金額には、一部の手当や賞与などは含まれません。

千葉県最低賃金のほかに業種により定められている特定最低賃金がありますので注意してください。

※くわしくは千葉労働局賃金室(☎043・221・2328)または千葉労働局ホームページ(<https://site.mhlw.go.jp/chiba-roundoukyoku>)へ。

国勢調査

回答は済んでいますか

国勢調査は、10月1日時点で日本に住んでいる全ての人を対象に実施されています。

まだ調査票を提出していない場合は、調査票を記入して、同封の郵送提出用封筒に入れて送付してください。調査票が届いていない場合や紛失した場合などは、成田市国勢調査コールセンター(☎20・1746)へ連絡してください。

国の教育ローン

在学中の利子を半額補給

市では、国の教育ローンの融資

を受けて、高校・大学などに入学する人や在学している人、その親族に在学期間中の利子の半額を補給します。交付決定される前の利子は対象外です。

対象Ⅱ国の教育ローンの融資を受け、次の2つの要件を満たす人
○市に1年以上住民記録がある
○市税を完納している

利子補給期間Ⅱ交付決定された月からの在学期間(最長7年間。留年した年数は除く)

申請に必要な物Ⅱ返済予定表、住民票(世帯全員の続柄が記載された物)、令和元年度分の市税納税証明書、印鑑、入学または在学を証明できる物

※くわしくは教育総務課(☎20・1580)へ。

今月の納期限

11月2日(月)

- ①市・県民税(第3期)
- ②国民健康保険税(第4期)
- ③後期高齢者医療保険料(第4期)
- ④介護保険料(第4期)

※くわしくは①②納税課(☎20-1519)、③保険年金課(☎20-1547)、④介護保険課(☎20-1545)へ。

被災住宅緊急修繕工事費補助金

申請は12月28日まで

市では、令和元年房総半島台風などで被災した住宅の修繕工事費の一部を補助しています。補助金の申請は12月28日(月)まで受け付けています。工事完了後は令和3年2月26日(金)までに実績報告書など

教育委員に

日暮美智子氏が就任

前委員高木久美子氏の後任として、日暮美智子氏が10月1日付けで教育委員に就任しました。同氏は、本市教育委員会教育指導課指導主事、千葉県教育庁北総教育事務所指導室長、成田中学校校長などを歴任しています。教育現場を含めた豊富な経験を生かし、教育行政の充実・発展に向けた活躍が期待されます。



日暮 美智子 氏

の必要書類を提出してください。対象は令和元年房総半島台風などで住宅が被災し、り災証明書の交付を受けた人で修繕工事費が5万円以上のもので

補助額は対象工事費の20パーセント(上限50万円)

申請方法は市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page0142_00013.html)にある必要書類より

証明書などを建築住宅課(市役所5階)へ

り災証明書の新規発行は、原則として10月26日(月)までとなりますので注意してください。

※くわしくは、補助金については建築住宅課(☎20・1564)、り災証明書については危機管理課(☎20・1523)へ。

水道料金の納付

口座振替が便利です

水道料金の支払いは、便利で確実な口座振替をお勧めします。利用する場合は、次のいずれかの方法で手続きしてください。

○水道料金徴収事務委託先のヴェオリア・ジエネット(株)(☎22・8

880)へ連絡し、送付される口座振替依頼書に必要事項を書いて返信用封筒で送付

○通帳、金融機関の届け出印、お客さま番号が分かる水道料金の領収書などを持って市内の金融機関または郵便局へ

※くわしくは水道部業務課(☎22・0269)へ。

夕焼け小焼けの放送

11月から午後4時に

市では、防災行政無線が正常に作動することを確認するために、試験放送を1日2回(正午と夕方)実施しています。夕方の放送「夕焼け小焼け」の時刻は、11月1日(日)から午後4時に変更します。

※くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。

年金生活者支援給付金制度

請求の手続きを

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入が一定基準以下の年金受給者を支援するために年金に上乗せして支給されるものです。

給付を受けるには請求書の提出が必要で

対象は次のいずれかに当てはまる人

○老齢基礎年金を受給している者の全てに当てはまる人

・65歳以上

・世帯全員が市民税非課税

・年金収入額とそのほかの所得額の合計が87万9,900円以下

○障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している、前年の所得額が次の計算式で求めた金額以下の人

・462万1,000円+扶養親族の数×38万円

請求方法

○すでに年金を受給している新たに年金生活者支援給付金の対象となる人：日本年金機構から10月中旬以降に送付される請求書類に同封のがき(年金生活者支援給付金請求書)に必要事項を書いて送付する

請求方法

○これから年金を受給し始める人：年金の請求手続きに併せて年金事務所または保険年金課(市役所1階)で手続きする

※くわしくは年金生活者支援給付金専用ダイヤル(☎0570・05・1165)へ。

災害時の情報収集はこちら

- 防災行政無線テレホンサービス(☎0120-38-3898)
- 市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/anshin/index0329.html>)
- 防災情報ツイッター(https://twitter.com/bousai_narita)
- なりたメール配信サービス(事前登録が必要)

右の二次元バーコードを読み取るか、登録用アドレス(info-n@sg-m.jp)に空メールを送信して登録する

※くわしくは危機管理課(☎20-1523)へ。



なりたメール配信サービス